

議案第 60 号

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 12 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の総合的かつ効果的な推進に資するよう、市長公室においてこれらの事務を一元的に実施するため、また、法人等、庁内組織のさらなる適正な運営の確保に資するよう、総務部において検査及び審査に関する事務を統括するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市事務分掌条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市事務分掌条例(平成14年羽曳野市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(14) 子ども・子育て支援に関すること。

(15) 児童福祉に関すること。

第3条に次の1号を加える。

(16) 法人等の検査及び審査に関すること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

羽曳野市事務分掌条例 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(市長公室の事務)</p> <p>第 2 条 市長公室においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p><u>(14) 子ども・子育て支援に関すること。</u></p> <p><u>(15) 児童福祉に関すること。</u></p> <p>(総務部の事務)</p> <p>第 3 条 総務部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p><u>(16) 法人等の検査及び審査に関すること。</u></p> <p>以下省略</p> | <p>(市長公室の事務)</p> <p>第 2 条 市長公室においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(13) 省略</p> <p>(総務部の事務)</p> <p>第 3 条 総務部においては、次に掲げる事務を所管する。</p> <p>(1)～(15) 省略</p> <p>以下省略</p> |